平成26年７月４日

警察本部訓令第35号

警　察　本　部　長

埼玉県警察被留置者の留置に関する細則

（概要）

本訓令は、留置業務の適正な管理運営及び被留置者の処遇の適正を図ることを目的として

○　看守勤務要領

○　被留置者の処遇

○　留置手続き

○　不服申立て

○　保釈又は移送時の措置

等について定めている。